

キックオフ

S G U
SAPPORO GENERAL UNION

第118号

2009年11月5日発行

札幌中小労連・地域労組機関紙

編集 SGU教宣部会

札幌市北区北6条西7丁目 北海道自治労会館 3F

TEL 756-7790代 FAX 756-7792

ユニオン運動から学んで時代を拓く

コミュニティ・ユニオン全国交流集会 in とかち



福島みずほ 社民党党首から連帯の挨拶

ン差 強こ る証 露で り飲 食元 が改 たて ン会 き美 賛ミ ほ社 桃 北ユ 葉ひ さイル
運別 札く そコ さ呈 組大 合ん 材の 集採 正。 熱活 に二 学さ 全と ユさ 民代 一海 二に たり 大十月
動・ 幌感 がミ れし 織企 業、 大い に交 流を 深め ました。 「みん なは ひと りの た めに 催
に 虐 地じ 労二 いて 非中 規二 用職 員に 分携 と動 活わ 保が み 語て な地
力 め 域ら 働テ 正規 用職 員に 分携 と動 活わ 保が み 語て な地
を に 立組 は今 後も り ユニ トラ
入 ち向 いか い、 ユニ トラ
れ てい きます。

り飲 食元 が改 たて ン会 き美 賛ミ ほ社 桃 北ユ 葉ひ さイル
合ん 材の 集採 正。 熱活 に二 学さ 全と ユさ 民代 一海 二に たり 大十月
大い に交 流を 深め ました。 「みん なは ひと りの た めに 催
業、 大い に交 流を 深め ました。 「みん なは ひと りの た めに 催
規二 用職 員に 分携 と動 活わ 保が み 語て な地
用職 員に 分携 と動 活わ 保が み 語て な地
員に 分携 と動 活わ 保が み 語て な地
分携 と動 活わ 保が み 語て な地
と動 活わ 保が み 語て な地
保が み 語て な地
語て な地
な地
地

**高裁判決で
入所者虐待の事実確定**
一方、内部告発者への嫌がらせ
提訴は「正当な権利」と是認

十月二三日最高裁第二小法廷は、虐待を内部告発した多田・坂本両名に対する施設側の提訴を含む様々な嫌がらせを違法とした。〇八年札幌高裁判決のうち、「提訴を違法」とした部分について破棄、慰謝料の額について審理を尽くすよう札幌高裁へ再審査を命じた。

高齢者虐待防止法は、施設による虐待通報者への不利益な取り扱いを禁じていますが、最高裁の裁判官には、年収二百万円足らずの非正規介護職員が、経営者から一千万円もの訴訟を起こされるのが、何を意味するのか理解できないでしょう。

介護現場への想像力を著しく欠いた判決により、〇六年にせつかく盛り込まれた通報者への保護規定は、絵に描いた餅となる可能性が高くなりました。

ルミエール経営者は、五年前から一貫して「虐待はでつち上げ」と開き直り、その姿勢は現在も全く変わりません。そのようなルミエールは、今回の最高裁判決を「高く評価する」と賞賛しました。実は、最高裁はルミエール側の「虐待は無かった」とする上告理由を不受理とし、五件の暴行事件の事実を確定させたのですが、経営者はその重大性を軽んじています。

解説

- 1. 入所者への暴行の事実認定**
組合が内部告発した入所者への五件の暴行は全て事実であり、内部告発者や地域労組、道新記者など6者に対する施設側による千五百万円の賠償請求は棄却（一審、二審、最高裁確定）。
- 2. 施設経営者の義務**
施設側には、①虐待を真相究明する、②内部通報者を保護する、③外部通報者に不利益を科さない義務があるところ、多田・坂本両名へ嫌がらせをしたことは違法。（反訴請求一審棄却、二審全面勝訴、最高裁は施設側のこの部分の上告理由を不受理としたので事実認定は確定）
- 3. 施設側の内部告発者への提訴**
施設内虐待について、わずかな調査をしさえすれば、多田・坂本両名を訴える理由がないことを知り得たのに、これを怠った施設側の内部告発者に対する提訴は違法（反訴：2審判決）。
- 4. 反訴した慰謝料請求**
〇八年札幌高裁は、施設側の嫌がらせについて多田・坂本両名へ各百万円の慰謝料支払いを

施設側に命じた。
（一審敗訴、二審全面勝訴、最高裁は高裁へ差し戻しを命じる）

今回、最高裁は施設側による多田・坂本両名への様々な嫌がらせ行為のうち、高裁がこれも嫌がらせの一つだと認定した「施設側による提訴」の部分を除き、慰謝料の額について審理を尽くすため高裁に差し戻すことを命じた。

多田めぐみさんのコメント

裁判のなかで虐待の事実認定が確定した後も、施設側は「虐待を否定する」スタンスを変えていないことに怒りを覚る。

施設経営者が、虐待を通報した介護職員を提訴することが許されるのであれば、虐待を告発しにくい社会になると思う。

施設に入所する高齢者の人権が守られるよう最後まで闘い続けたい。



記者会見・川村弁護士と多田さん

札幌管理職ユニオン

イオンの大幅賃金カットを撤回させる

北海道内の旧二チイなどで店長を歴任したAさんから四名の管理職に対し、イオン北海道は「人事評価を見直す」面接を行い、全員四名を一般職へ降格させ年収一二〇万円のカットを通告しました。（うち一名は傷心のうちに退職）

降格によりユニオン・ショップ協定で組合員となることを会社から告げられたAさんは、イオン北海道労組（UIゼンセイン同盟加盟）に窮状を訴えたところ「一二〇万円下がる人もいれば、一五〇万円上がる人もいる人事制度なので問題ない」と、賃金カットを容認しました。

Aさんは、闘う腹を固め管理職ユニオンに加盟しました。管理職ユニオンが内容証明郵便で会社に団交を求めたところ、会社側は即、賃金カットの全面撤回を回答、団交前にほぼ決着が着いた格好です。

その後の団交で、賃下げ撤回を正式に確認、「Aさんに対する不利益な取り扱いをしない」ことも加えて協約化しました。

組合員が何万人にもいる労組が「仕方ない」とした不利益変更でも、地域のユニオンに個人加入して闘えば、撤回を勝ち取れることを示しました。

必ずしも「数は力」ではありません。何のための組合なのか「質」が問われています。

不況を打破し、暮らしを守るために団結を！

集中的に団交を重ねて 年末一時金の獲得へ！

十一月にはいり、越冬(燃料)手当の交渉が山場となり、年末一時金の闘いが本格化しますが、長引く不況のなかで厳しい闘いが予測されます。越冬(燃料)手当について、昨年は灯油価格の異常な暴騰のなかで、いままで維持してきた二〇〇〇ℓ(ドラム一〇本)を

割るところも出てきました。今年には組合・支部の多くが実費弁償の原則を貫き、二〇〇〇ℓの実勢価格で妥結しています。

年末一時金は、地域労組の統一要求三ヶ月分の獲得へ全力をあげて闘い抜いていきます。

支給方法は率方式(基準内賃金×月数)で支給している企業が圧倒的に多く、率方式は月例賃金が上がると自動的に上がる利点があります。

闘いの進め方については①夏と冬と、その都度に決める②夏と冬を一括して決める(年間臨給方式)の二つがあります。

大手は、夏冬一括で決める方法が多く、中小は、その都度に決めるところが多くなっています。戦術については、支給日との関係で短期間の勝負となりま

すので、交渉は集中的に行い短期決戦で闘います。また、団結を弱める査定の導入には反対していきます。

一時金の妥結状況

札幌地区連合 2008年		
1000人以上		
夏季	607,157円	1.95ヶ月
冬季	664,774円	2.17ヶ月
300~999人		
夏季	513,849円	2.11ヶ月
冬季	526,397円	2.15ヶ月
299人以下		
夏季	360,518円	1.82ヶ月
冬季	369,989円	1.86ヶ月

厚生労働省調査 2007年		
大企業		中小企業
夏季	843,779円	457,235円
冬季	845,119円	480,115円

2009年の越冬(燃料)手当の妥結額は120,000円から145,000円に集中している。10月23日現在の札幌市内の灯油価格は平均1ℓ66.67円。

コミュニティ・ユニオン 全国交流集會に参加して

本田 由美

このたび、地域労組からお誘いを受けて、コミュニティ・ユニオン全国交流集會にはじめて参加することができました。参加されている皆さんは、運動にかける熱い思いを胸に、真剣な面持ちで活動報告や活発な討議を行いました。

一日目の総会は、日頃ユニオン運動に期待と、熱い思いを寄せている福島みずほ・社民党党首が駆けつけ、会場は一層盛り上がりました。

党首は、「与党内で、協議を繰り返し作成した派遣法改正合意案を後退させず、使い捨て規制を強め、連立与党内で働きかけていきます。男女共同参画担当大臣として、賃金の男女格差是正を推進すると共に、緊急雇用対策本部として取組みたい。」と抱負を述べました。

特別報告は、全国ユニオン会長・鴨桃代さんによる派遣法改正へ向けて結集の呼びかけがありました。

引き続き全国ネット顧問弁護士・中野麻美さんによる記念講演「ユニオン運動

から学んで時代を拓く」があり、過去・現在・未来において労働組合・ユニオン運動の果たす重要な役割が改めて確認される内容でした。

現地の十勝実行委員の温かなおもてなしに包まれて、二次会三次会と夜遅くまで交流が続きました。

翌二日目は、十三の分科会が開催され、全国各地でユニオン運動を最前線で担っているメンバーによる議論は、貴重な意見交換の場であったと思います。報告や資料がまとまった分厚い封筒を持ち帰り、ユニオン運動から学び、「人らしく生きる！」社会の実現に向け、活動する事を改めて決意しました。



集會後の焼き肉交流会



映画 沈まぬ太陽

を観て 佐々木かおり

この映画は、実際に起きた御巣鷹山のジャンボ機墜落事故で五二〇名の尊い命が奪われた映像から始まります。

この事故は、組合が会社をチエックしていけば、阻止できた問題かもしれません。

労使協調路線の御用組合体制のもと、映画の中の会社である国

民航空の労働者は悲鳴をあげていました。

当時の組合委員長が、恩地(渡辺謙)の有能な仕事ぶり(と人望の厚さに眼をつけ、次期委員長に抜擢します)。

そして、年末一時金・労働協約の変更など組合としての成果を勝ち取りますが、それがもたらした恩地は海外配転になり、裁判での闘いが始まります。

会社が、組合分裂・弱体化を図る目的で恩地を不当配転させたもので、会社にタテつく者は許さないとこの姿勢です。

私はこの映画を観終わって、二十二年前の国鉄分割民営化問題と尼崎JR西日本事故問題が、まさに関連していることも改めて感じました。

また政府は最近、日本航空の経営赤字・リストラ・コスト削減問題を持ち出し、私たちの血税を投入して再建を進めようとしています。

華やかな職場の一方には、悲惨な労働条件の労働者がいることを忘れてはいけません。航空機整備工場では、身分保証が無いような有期臨時工社員がいて、ミスを起したならば、労働弱者にすべて責任転嫁させるのがみえみえです。

経営悪化の下では、安全面を軽視しがちで、労働条件や環境も低下しかねませんし、また「事故?」と危惧してもおかしくない状況かもしれません。

余談ですが、日本航空の御用組合が、第一組合の組合員の「思

想・経歴・家族構成チエック」を会社と一体となつて行つていたことが明らかとなつたことから、第一組合が昇進差別などの裁判闘争をしていると聞いています。

客室乗務員と呼ばれるスチュワーデスは、その多くが非正規労働者です。

この映画で一番心に残っているシーンは、団交で恩地が「人命を預かる会社で、低賃金と過酷な労働には、空の安全が直結している!」と会社に迫る場面です。この委員長の労働環境の改善を求める声は、働く全ての労働者の叫びに聞こえました。

労働者が希望を持ち、安心して暮らしていける社会を築き上げるためにも、ぜひこの映画を観て「元氣」を受け取りましょう。このような、労働者の意識こそ、私たちの明るい未来を切り拓く、と思つていきます。(キックオフ掲載初体験!)

札幌地域労働組合 第58回定期大会

とき 2009年12月5日(土)
午後1時00分開会
ところ センチュリー
ロイヤルホテル
中央区北5西5
大会後、交流会があります。

【告知板】

☆三本コーヒー裁判

- 日時 ①十一月 九日(月)
②十一月十六日(月)
③十一月二十七日(金)
④十二月 四日(金)
各十三時三〇分から
札幌地方裁判所

☆コミユニティ・ユニオン

- 全国一斉労働ホットライン
日時 十一月十三日(金)
十一月十四日(土)
各十時~十九時まで

☆元女性自衛官セクハラ

- 国家賠償請求裁判
日時 十二月二日(水)
十六時から
札幌地方裁判所

☆日本ニューホランド・

- 小杉氏地位確認請求裁判
日時 十一月十七日(火)
十三時三〇分から
札幌地方裁判所

【編集後記】

日ハムが日本CSを決めた最終戦、敗戦の将・野村監督が敵地で両軍のサインに胸上げされ、超満員の札幌ドームは感動にあふれた。野村監督の名言「生きて財を残すを下、仕事を残すを中、人を残すを上とする」。本人の実績や弱小球団を任せられたの評価。後期高齢者間近なのに、負けてはられない。(進)